

# 国保連への請求に係る資格 チェックエラーについて

## 資料 9

# 国保連への請求に係る資格チェックエラーについて

## ●資格チェックエラーとは

資格チェックエラーとは、事業所から請求のあった被保険者の情報と、国保連（尾道市）が保有する情報とが不一致であることによるエラーです。

令和6年度のエラー件数は次のとおりです。

## ●令和6年度のエラー件数

請求月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求月に被保険者が申請中（更新を除く）	38	38	33	28	26	42	26	42	35	30	29	43	410
被保険者の負担割合誤り	9	7	8	5	23	56	7	9	10	14	13	8	169
被保険者が不存在（被保険者番号誤り）	5	4	3	4	9	12	15	19	5	6	4	10	96
居宅サービス計画作成事業所に係る誤り	2	3	5	8	6	10	1	4	5	0	5	9	58
要支援・要介護請求明細様式誤り	9	6	7	4	3	2	3	3	1	4	3	3	48
保険者誤り（転出・住所地特例）	3	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	9
その他	4	3	9	15	10	8	17	10	4	6	4	18	108
合計	70	61	65	64	77	130	71	89	62	60	58	91	898

# 請求月に被保険者が申請中となる場合について

## ●請求月に被保険者が申請中であることによるエラーとは

被保険者が要支援・要介護者新規申請や区分変更申請等を行っており、申請中（認定結果が出ていない状態）に請求した場合、または認定月に請求した場合、エラーになります。

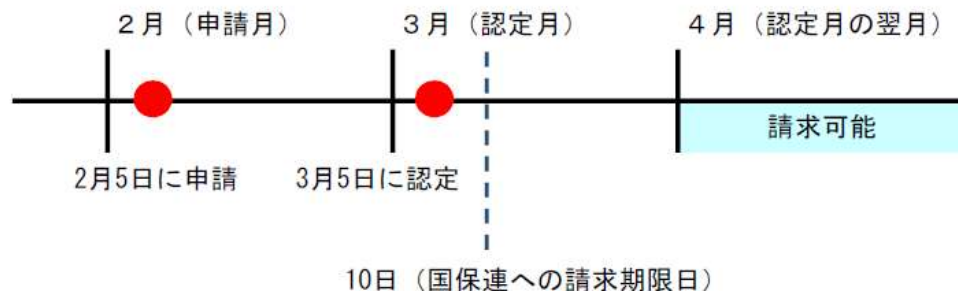
なお、更新申請の場合、既に認定されている有効期間や要支援・要介護認定は変わりませんので、有効期間内の請求であれば申請中であってもエラーになりません。

(例1)



2月分を3月に請求すると、被保険者が申請中と判断されエラーになります。  
認定月の翌月以降に請求してください。

(例2)



10日までに認定結果が出ていますが、この場合も、2月分を3月に請求すると、被保険者が申請中と判断されエラーになります。(尾道市が国保連に提供する情報は、その月の前の月末時点となるため。)  
4月以降に請求してください。

# 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱について（1）

## ●月の途中で居宅サービス計画事業所を変更したことによるエラーとは

月の途中で居宅サービス計画作成事業所を変更した場合、給付管理票の提出とサービス計画費の請求は変更前と変更後のどちらかの事業所が行うこととなりますが、請求した事業所を間違えた場合はエラーとなります。

また、居宅サービス利用の有無についても、例えば届出は「あり」で実際には「なし」だった場合に、実際は「なし」だったからと届出とは違う請求をした場合もエラーとなります。届出の内容の修正が必要な場合は別途ご連絡ください。

変更前と変更後のどちらの事業所が請求するのかについては、次のとおりの場合分けがあります。

- 1 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後共に居宅サービスを利用した場合
- 2 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後一方のみ居宅サービスを利用した場合（(看護)小規模多機能型居宅介護利用の場合を除く）
- 3 月を通じて(看護)小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理を行う場合
- 4 月途中で(看護)小規模多機能型居宅介護の利用を開始したあるいは終了した場合
- 5 転居等により保険者が変更となり、居宅(支援)事業所を変更した場合
- 6 転居等により保険者が変更となり、居宅(支援)事業所の変更なしの場合
- 7 生活保護単独受給者から生活保護併用または生保非該当となった場合

# 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱いについて（２）

変更パターン		給付管理票提出	備考	
		サービス計画費請求		
1 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後共に居宅サービスを利用した場合	月途中で A居宅(予防)介護支援事業所 から B居宅(予防)介護支援事業所 へ変更	<p>居宅サービス利用あり   居宅サービス利用あり</p> <p>A居宅(予防)介護支援事業所   B居宅(予防)介護支援事業所</p>	B居宅(予防)介護支援事業所 B居宅(予防)介護支援事業所	月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となった場合は、月末時点で登録されている居宅(予防)介護支援事業所が給付管理票を作成する。 (給付管理票を提出する事業所は他事業所の計画分も含めて給付管理票を作成する。)
	月途中で 居宅介護支援事業所 から 介護予防支援事業所 へ変更	<p>居宅サービス利用あり   居宅サービス利用あり</p> <p>居宅介護支援事業所   介護予防支援事業所</p>	介護予防支援事業所 介護予防支援事業所	
	月途中で 介護予防支援事業所 から 居宅介護支援事業所 へ変更	<p>居宅サービス利用あり   居宅サービス利用あり</p> <p>介護予防支援事業所   居宅介護支援事業所</p>	居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	

※表中の「居宅サービス利用あり」「居宅サービス利用なし」は、届出についてです。実際の居宅サービス利用の有無についてはありません。  
(次ページ以降の記載についても同じ。)

# 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱いについて（3）

変更パターン		給付管理票提出	備考	
		サービス計画費請求		
2 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更となり、変更前後一方のみ居宅サービスを利用した場合（小規模多機能型居宅介護利用の場合を除く）	月途中で A居宅(予防)介護支援事業所から B居宅(予防)介護支援事業所へ変更	<p>居宅サービス利用あり   居宅サービス利用なし</p> <p>A居宅(予防)介護支援事業所   B居宅(予防)介護支援事業所</p>	A居宅(予防)介護支援事業所 A居宅(予防)介護支援事業所	居宅サービスの利用状況によっては、居宅支援事業所の届出時期に注意が必要。 変更後の支援事業所の届出を翌月にするにより、変更前の支援事業所が給付管理票を作成することとなる。
	月途中で 居宅介護支援事業所から 介護予防支援事業所へ変更	<p>居宅サービス利用あり   居宅サービス利用なし</p> <p>居宅介護支援事業所   介護予防支援事業所</p>	居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	
	月途中で 介護予防支援事業所から 居宅介護支援事業所へ変更	<p>居宅サービス利用あり   居宅サービス利用なし</p> <p>介護予防支援事業所   居宅介護支援事業所</p>	介護予防支援事業所 介護予防支援事業所	
	月途中で A居宅(予防)介護支援事業所から B居宅(予防)介護支援事業所へ変更	<p>居宅サービス利用なし   居宅サービス利用あり</p> <p>A居宅(予防)介護支援事業所   B居宅(予防)介護支援事業所</p>	B居宅(予防)介護支援事業所 B居宅(予防)介護支援事業所	変更後の支援事業所が給付管理票を作成する。
	月途中で 居宅介護支援事業所から 介護予防支援事業所へ変更	<p>居宅サービス利用なし   居宅サービス利用あり</p> <p>居宅介護支援事業所   介護予防支援事業所</p>	介護予防支援事業所 介護予防支援事業所	
	月途中で 介護予防支援事業所から 居宅介護支援事業所へ変更	<p>居宅サービス利用なし   居宅サービス利用あり</p> <p>介護予防支援事業所   居宅介護支援事業所</p>	居宅介護支援事業所 居宅介護支援事業所	

# 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱について（４）

変更パターン		給付管理票提出	備 考
		サービス計画費請求	
3	月を通じて(看護)小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理を行う場合		<p>(看護)小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>請求不可</p> <p>小規模多機能型居宅介護のサービス計画費は請求不可のため、提出した場合はD1エラーとなる。</p>
4	月途中で小規模多機能型居宅介護事業所の利用を中止 居宅(予防)介護支援事業所へ変更		<p>居宅介護支援事業所</p> <p>居宅介護支援事業所</p> <p>小規模多機能型居宅介護サービスの利用期間外の居宅サービスの利用状況により給付管理票を提出する事業所が異なる。 ・居宅サービス利用ありの場合→居宅(予防)介護支援事業所が作成する。 ・居宅サービス利用なしの場合→小規模多機能型事業所が作成する。</p>
	月途中で小規模多機能型居宅介護の利用を中止 居宅(予防)介護支援事業所へ変更		<p>(看護)小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>請求不可</p>
	月途中で居宅(予防)介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護へ変更		<p>居宅介護支援事業所</p> <p>居宅介護支援事業所</p>
	月途中で居宅(予防)介護支援事業所から小規模多機能型居宅介護へ変更		<p>(看護)小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>請求不可</p>

# 月途中で居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合等の給付管理票とサービス計画費の取扱いについて（５）

変更パターン		給付管理票提出		備考	
		サービス計画費請求			
5 転居等により保険者が変更となり、居宅(支援)事業所を変更した場合	月途中でA市の資格喪失 喪失前はA居宅(予防)介護支援事業所を利用			転居等により保険者番号と被保険者番号が変更となるため別人として扱う。 一変更前・変更後とも別々に請求する。	
	月途中でB市の資格取得 取得後はB居宅(予防)介護支援事業所を利用				
6 転居等により保険者が変更となり、居宅(支援)事業所の変更なしの場合	月途中でA市の資格喪失 喪失前はA居宅(予防)介護支援事業所を利用				転居等により保険者番号と被保険者番号が変更となるため別人として扱う。 一変更前・変更後とも別々に請求する。 ※居宅介護支援費の請求については、それぞれ請求可となっているが、実態を考慮して判断する。
	月途中でB市の資格取得 取得後もA居宅(予防)介護支援事業所を利用				
7 生活保護単独受給者から生活保護併用または生保非該当となった場合	月の途中で生活保護単独（Hから始まる被保険者番号）の資格喪失			保険者番号が「Hから始まる番号」から「Oから始まる番号」に変更となるため、別人として扱う。 一変更前・変更後とも別々に請求する。 ※居宅介護支援費の請求については、それぞれ請求可となっているが、実態を考慮して判断する。	
	月の途中で生活保護併用または生保非該当（Hから始まる被保険者番号）の資格取得				